

川崎市病院局工事請負契約に係る予定価格の公表要綱

22川病総庶第2307号

平成23年4月1日局長専決

川崎市病院局が発注する工事又は製造(物品の製造を除く。)の請負契約(以下「工事請負契約」という。)に係る予定価格の公表に関しては、「川崎市工事請負契約に係る予定価格の公表要綱」の規定を準用する。この場合において、「川崎市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号、以下「契約規則」という。)」とあるのは「川崎市病院局契約規程(平成17年年3月31日病院局規程第39号、以下「契約規程」という。)」に、「川崎市契約関係資料の公表に関する要領」とあるのは「病院局における入札情報の公表に関する要綱」に、「財政局長」とあるのは「病院局長」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「病院局が発注する工事請負契約の入札における予定価格等の事前公表の実施要綱」及び「病院局競争入札における予定価格の事後公表の試行実施要綱」は廃止する。